

この計画は、大阪公立大学（以下「大学」という。）における研究費の適正な使用を確保するため、大阪公立大学研究費の取扱に関する規程第6条の規定に基づき、研究費の使用に関して不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画として策定するものである。

I 運営管理体制

- ①研究公正最高管理責任者：学長
大学における研究費の運営及び管理について最終責任を負う。
- ②不正防止統括管理責任者：研究公正を担当する副学長
研究公正最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について大学全体を統括する実質的な権限と責任を持つ。
- ③コンプライアンス推進責任者：研究科長、国際基幹教育機構長、研究推進機構長並びに本部事務機構及び医学部・附属病院事務局の部課室長
各研究科、国際基幹教育機構、研究推進機構並びに本部事務機構及び医学部・附属病院事務局における研究費の運営及び管理について実質的な権限と責任を持つ。

II 不正防止計画

1. 責任体制の明確化

不正発生の要因	防止計画
① 責任体系が曖昧で、組織としてのガバナンスが機能しにくい。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に求められる大学内の責任体制を明確化し、内部チェック体制を強化する。 ・ガイドラインに沿って制定された法人内規程等に従い、各責任者は個々の役割を実施する。 ・不正防止統括管理責任者（研究公正統括管理責任者）を委員長とする全学的な委員会として設置した研究公正推進委員会を活用し、不正防止を行う組織体制を強化する。 ・研究公正最高管理責任者、不正防止統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者の職名及び責任体系を内外に公開することで、責任意識の向上と明確化を図る。

2. 適正な運営及び監理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	防止計画
① 研究費の事務処理手続きに関するルールが理解が十分でない。	<ul style="list-style-type: none"> ・大学における研究費の事務処理手続きを踏まえて独自に作成したコンテンツを活用して、コンプライアンス教育プログラムを実施する。 ・コンプライアンス教育プログラムの受講者には、理解度調査等を実施する。 ・コンプライアンス教育プログラムの実施にあたっては、未受講者に対するリマインド等を行い受講率の向上を図る。 ・受託・共同研究契約等において規程等に定められている事項を学内事務文書等により教員へ周知することにより、当該事項の遵守やルールの徹底を図る。
② 研究費について、公的資金であるという意識が希薄で、会計処理ルールを無視するなど、倫理観が欠如している事例が皆無ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進責任者を中心とした教育体制を構築し、大学内の意識向上に努める。 ・コンプライアンス教育プログラムを受講させることにより、会計処理ルール遵守の意識の向上を図る。 ・コンプライアンス教育プログラムの受講者には、理解度調査等を実施する。 ・コンプライアンス教育プログラムの実施にあたっては、未受講者に対するリマインド等を行い受講率の向上を図る。 ・コンプライアンス教育プログラムの受講者に対して、不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。
③ 研究費に係る諸規程が各課横断的に定められており、全体像が把握し辛い。	<ul style="list-style-type: none"> ・不正防止統括管理責任者（研究公正統括管理責任者）を委員長とする全学的な委員会として設置した研究公正推進委員会を活用し、大学内の研究費に係る諸規程の全体像を把握した上で、適宜見直す。
④ 不正使用に関する申立等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程整備及び運用が曖昧である。	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪公立大学研究費の取扱に関する規程等の関連法規に従い、運用のノウハウを蓄積していく。
⑤ 客員研究員・特別研究員等雇用関係の存在しない研究者については、経費執行の権限や責任の所在が不明確であり、研究費の適正執行や事務処理手続きに関するルールの理解が十分でない。	<ul style="list-style-type: none"> ・経費執行を行う客員研究員や特別研究員等にはコンプライアンス教育プログラムの受講を義務づけ、不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。
⑥ 裁量労働制適用者を含む教職員の勤怠管理が十分でない。	<ul style="list-style-type: none"> ・各所属長・サービス管理者等から各所属員に対して、出張・兼業・研修等の申請手続きを適切に行うよう指導を徹底する。 ・裁量労働制適用者の「勤務状況及び健康状態に関する報告書」や「学外勤務届」の提出についてサービス管理者・事務担当課等と連携し徹底する。 ・裁量労働制非適用者については、出勤簿やタイムカード等により、適正な勤務時間の管理を行う。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

不正発生の要因	防止計画
① 不正防止計画が大学内の実態に即した内容となっていない。	・不正防止統括管理責任者（研究公正統括管理責任者）を委員長とする全学的な委員会として設置した研究公正推進委員会を活用し、大学内の不正防止計画を定期的に適宜見直すことで、実態と計画との乖離を防ぎ、実効性のある不正防止計画とする。

4. 研究費の適正な運営及び監理活動

不正発生の要因	防止計画
① 予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	・事務部門による財務会計システム等を使ったプロジェクト別の予算執行状況のモニタリングにより、予算状況や執行状況など教員等とやりとりし、適切な執行を促す。 ・当初計画より遅れる予算執行や年度末に集中する予算執行をコンプライアンス推進責任者がチェックし牽制する。
② 取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	・一定割合で抽出した取引業者から業者データを取り寄せ、公立大学法人大阪の有するデータとの突合検査を行うことでモニタリングを強化し、業者との癒着を防止する。 ・取引の実効性等を考慮した上で取引業者に適正会計に対する誓約書の提出を求める。
③ 旅行事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求が発生する。	・出張（旅行）報告書への主な応接者等（所属名・職名・氏名）の記載を徹底し、記載内容不十分なものについては、サービス管理者から適切に指導する。 ・旅費精算時における証憑の確認を徹底する。 ・法人カード利用の確認及び報告を徹底する。
④ 教員発注物品等の検収確認が不十分であるため、架空伝票操作による納品や前借り（予算のない契約）、預け金が発生する。	・納品検収センターでの検収を継続して行う。 ・検収や経費執行マニュアルを通じて教員及び教員が雇用する事務補助員等の教育を強化し、検査の形骸化を防止する。
⑤ 消耗品であってもパソコン、タブレット等換金性の高い機器等については管理状況の把握が不十分な場合不適正な取引が発生する。	・資産台帳と資産管理ラベルによる物品の管理と実査を継続して行う。
⑥ 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検査が不十分な場合不適正な取引が発生する。	・事実検査担当者による検査方法を定め、データベースやプログラム並びにデジタルコンテンツの開発又は作成などの委託役務等では必要に応じて検査職員による検査調書の作成も行う。
⑦ 研究室非常勤職員等の勤怠管理が厳密に行われていないため、勤務実態の確認ができておらず、カラ給与の支払いが発生する。	・タイムカード・出勤簿は事務部門に備え置くことを徹底し、事務担当者によるタイムカード・出勤簿チェックを必須とする。 ・遠隔地での雇用の場合は、適切な勤怠管理の仕組みを講じるため、関係者（雇用責任者、教育推進課、人事労務室等）で事前の協議・調整を行う。 ・在宅勤務等の場合は、成果物や報告内容の確認を徹底する。 (タイムカードがない場合) ・出勤簿の運用を徹底する。 ・ICカードによる勤怠管理、打刻等を徹底させる。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	防止計画
① 研究費の管理や執行に関して全体が把握できるマニュアル等が整備されておらず、使用ルールの統一が図られていない。	・大学における研究費の事務処理手続きを踏まえて独自に作成したコンテンツを活用して、コンプライアンス教育プログラムを実施する。 ・コンプライアンス教育プログラムの受講者には、理解度調査等を実施する。 ・コンプライアンス教育プログラムの実施にあたっては、未受講者に対するリマインド等を行い受講率の向上を図る。 ・経費執行ルールの誤認識を防ぎ、適正な経費執行が行われるように、研究費不正使用防止ハンドブックや経理部門で発行する教員等の経費執行マニュアルの周知徹底を図る。

6. モニタリングの実施

不正発生の要因	防止計画
① 不正発生要因に着目した内部チェック機能が十分働いていないため、不正発生に対する牽制効果が発揮されない。	・ガイドラインが示す不正発生要因等に対応したリスクアプローチ監査を継続して行う。 ・事務職員及び研究室非常勤職員も対象とした会計事務説明資料を周知・徹底し、チェック機能の強化と検収・支出審査の形骸化の防止を図る。

III 不正防止計画の点検・評価

不正防止統括管理責任者（研究公正統括管理責任者）を委員長とする全学的な委員会として設置した研究公正推進委員会において不正防止計画を毎年点検・評価し、計画と実態との乖離を防ぐこととする。